

涌谷町新型コロナウイルス感染症 感染防止対策補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症感染防止対策のより一層の促進を図るため、町内の事業所、事務所、店舗又は施設における感染防止対策に要した経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。

1 補助対象者

- (1) 町内に事業所等を有する事業者（大企業除く）で、今後も町内で事業を継続する意思があること。
- (2) 涌谷町飲食店等新生活スタイル移行支援補助金及び宮城県飲食店感染予防環境整備支援事業補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 性風俗関連事業者等、政治及び宗教上の組織又は団体、暴力団員等でないこと。

2 補助対象経費

令和3年8月20日以降に購入又は施工した感染防止対策に要した経費のうち、次に掲げるもの。

- (1) 換気等に必要の物品の購入又は工事の実施
- (2) 座席等の間隔確保や飛沫感染防止等のための物品の購入又は工事の実施
- (3) 事業所等の消毒、清掃等衛生管理に必要な物品の購入
- (4) 従業員及び来訪者の接触を抑制するために必要な物品の購入又は工事の実施
- (5) その他町長が感染防止対策に必要と認めたもの

※消毒液、ペーパータオル、マスク等の消耗品のみの購入については補助対象外。本体設備の購入等に付随する消耗品は対象となります。

(補助対象経費の例)

工事費・改修費用	<ul style="list-style-type: none">・換気扇、換気用の窓の設置・給排気機能付き空調設備の設置・手洗い場の設置及び修繕・壁や間仕切りの設置 等
物品等の購入費用 ※消毒液やマスク等の消耗品のみの購入は除く	<ul style="list-style-type: none">・飛沫感染防止パネル・非接触型体温計、サーモグラフィカメラ・二酸化炭素濃度測定器・オゾン発生除菌器 等

(注) 来店客や訪問者に対応する専用のスペース（店舗・事務所・応接室等）における感染対策経費が補助対象となります。

自宅の居間等（居住部分）における感染対策経費は補助対象外です。居間等を応接スペースとして兼用している場合も同様です。

(申請方法等は裏面へ)

3 申請書類等

- (1) 涌谷町新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金交付申請兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 補助対象経費の内訳がわかる書類（領収書等の写し）
- (3) 購入した物品及び実施した工事の状況がわかる写真
- (4) 本人確認書類の写し
- (5) 振込先の預金通帳の写し
- (6) 涌谷町新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金交付請求書（様式第3号）
※補助金交付請求書については、提出の際に日付を記入する必要はありません。

4 補助金の額等

- ・ 1事業所当たりの補助対象経費（税抜）の $\frac{2}{3}$ 以内
※1000円未満切り捨て、上限10万円
- ・ 購入又は工事の発注先が町内事業者の場合は、補助対象経費（税抜）の $\frac{10}{10}$ 以内
※1000円未満切り捨て、上限10万円
- ・ 複数の事業所を有する事業者は、2事業所まで申請可能

5 申請受付期間

令和3年10月15日（金）から令和4年2月7日（月）まで

※令和3年8月20日以降に発注又は施工し、令和4年2月7日までに精算を終えた感染対策経費が補助対象となりますので、ご注意ください。

【お願い】

- ・ 予算には限りがありますので、補助金の活用をお考えの方はお早めに申請をお願いいたします。
- ・ 書類の不足や記入漏れがありますと受付できない場合があります。郵送前に電話で必要書類等を確認するか、役場に持参される場合は電話等で予約の上、来庁くださいますようお願いいたします。

提出先・問合せ先

〒987-0192 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153-2

まちづくり推進課 商工観光班

TEL: 0229-43-2119 FAX: 0229-42-3313

